

地域生活支援事業関連資料①

地域生活支援事業実施要綱（案）

1 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区含む）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業を実施することができるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業

障害者、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業、障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 相談支援事業 | (別記 1) |
| イ コミュニケーション支援事業 | (別記 2) |
| ウ 日常生活用具給付等事業 | (別記 3) |
| エ 移動支援事業 | (別記 4) |
| オ 地域活動支援センター機能強化事業 | (別記 5) |
| カ その他の事業 | (別記 6) |

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、必要な事業を行うことができる。

- | | |
|----------------------|---------|
| ア 専門性の高い相談支援事業 | (別記 7) |
| イ 広域的な支援事業 | (別記 8) |
| ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 | (別記 9) |
| エ その他の事業 | (別記 10) |

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いる等障害の種類に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 地域生活支援事業の中には交付税措置による事業もあるが、その分については地域生活支援事業の補助対象とならない。

(別記1)

相談支援事業

1 目的

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(※) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、地域の実情に応じ、交付税を財源として実施される事業であり、その事業イメージについては別紙のとおりである。

2 事業内容

(1) 市町村相談支援機能強化事業

ア 目的

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

エ 留意事項

(ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

(イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

(ウ) 都道府県自立支援協議会に、事業実施計画にかかる助言を求めるほか、概ね2年毎に事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(※1) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(※2) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

障害者相談支援事業

ア 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

イ 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施。運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）

※指定相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

ウ 事業の具体的内容

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等

※市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

エ 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- ① 3障害に対応する総合的拠点を設置する。
- ② 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- ③ 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

オ 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

（構成メンバー）

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては下記のとおり。

- ・相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など

(主な機能)

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営

等

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件あっせん依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。

(ウ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

イ 事業内容

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成

ウ 対象者

次のいずれにも該当する者

(ア) 障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者

(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健福祉法第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

(ウ) 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」…手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者。

(イ) 「手話通訳者」…都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者。

(ウ) 「手話奉仕員」…市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」…市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者。

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1 目的

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に平成18年厚生労働省告示第〇〇号に定める要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。(参考1参照)

なお、個別具体的な製品につき、日常生活用具の給付等種目の対象とするかの判断については、次の「日常生活用具参考例」を参考にされたい。(参考2参照)

3 給付対象者

重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であつて、当該用具を必要とする者

4 留意事項

(1) 給付にあたって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。

また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めるとも考えられる。

(2) 給付品目の選定にあたって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。

(3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めること。

その際、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集や一括購入・共同購入または競争入札等の活用が考えられる。

(4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。

【平成18年厚生労働省告示第〇〇号(案)】

厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。以上の三要件を満たす、次の6種の用具をいう。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日常生活用具参考例(案)

| 種 目 | 対 象 者 | |
|-------------|---|--|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ) | 下肢又は体幹機能障害 |
| 自立生活用具 | 入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更) 頭部保護帽 特殊便器 火災警報器 自動消火器 電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障害者用屋内信号装置 | 下肢又は体幹機能障害 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)・精神障害者 上肢障害 障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難 視覚障害 聴覚障害 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 盲人用体温計(音声式) 盲人用体重計 | 腎臓機能障害等 呼吸器機能障害等 呼吸器機能障害等 在宅酸素療法者 視覚障害 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 情報・通信支援用具※ 点字ディスプレイ 点字器 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器 盲人用時計 聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置 人工喉頭 福祉電話(貸与) ファックス(貸与) 視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用) 点字図書 | 音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者 上肢機能障害又は視覚障害 盲ろう、視覚障害 視覚障害 聴覚障害 喉頭摘出者 聴覚障害又は外出困難 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難 視覚障害 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具 紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品) 収尿器 | ストーマ造設者 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者 高度の排尿機能障害者 |
| 住宅改修費 | 居室生活動作補助用具 | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期に進行性脳変 |

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

(別記4)

移動支援事業

1 目的

屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。

(2) 実施方法

移動支援事業の実際の運用は、各市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施することとしているが、具体的には下記のような利用形態が想定される。

ア 個別支援型

- ・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援

イ グループ支援型

- ・ 複数の障害者への同時支援
- ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

ウ 車両移送型

- ・ 福祉バス等車両の巡回による送迎
- ・ 公共施設、駅、福祉センター等障害者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

(3) 対象者

障害児・者であって、市町村が外出時に支援が必要と認めた者とする。

(4) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

3 留意事項

(1) 指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、①新制度における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者や②これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努める。例えば、市町村のつくった委託事業者リストの中から利用者が事業者を選択できるような仕組みとする。

(2) 突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行う。

(別記5)

地域活動支援センター機能強化事業

1 目的

本事業は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

基礎的事業(※)に加え、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、下記の事業を実施すること。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施すること。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業(以下「小規模作業所」という。)の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。

イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。

(※) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

3 職員配置

本事業の実施にあたっては、下記のとおり職員を配置することとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(※)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。

(※) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

4 利用者数等

- (1) 地域活動支援センターⅠ型
1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であること。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型
1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であること。
- (3) 地域活動支援センターⅢ型
1日あたりの実利用人員が概ね10名以上であること。

5 留意事項

- (1) 実施主体又は本事業の委託を受けた法人は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの委託を受け事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(別記6)

その他の事業

1 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業。

(3) 訪問入浴サービス事業

ア 目的

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

ウ 対象者

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

エ サービス提供職員

事業を行う者が、事業を行う事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のとおりとする。

- (ア) 看護師又は准看護師
- (イ) 介護職員

オ 留意事項

サービス提供従事者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(4) 身体障害者自立支援事業

ア 目的

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者。以下同じ。）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

ケアグループによる介助サービスの提供は、障害者の障害の状況を勘案して次に掲げる各号のうち必要に応じ提供するものとする。

- (ア) 身辺介助
食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助
- (イ) 家事援助
掃除、洗濯、調理、買い物等の援助
- (ウ) 夜間における臨時的対応
- (エ) 生活相談等

ウ 対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。

(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

平成17年4月1日障発第0104004号「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づき実施する事業。

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 更生訓練費給付事業

昭和43年6月28日社更発第142号「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき実施する事業。

イ 施設入所者就職支度金給付事業

昭和48年5月7日社更発第74号「身体障害者更生援護施設入所者に対する就職支度金の支給について」に基づき実施する事業。

(7) 知的障害者職親委託制度

昭和35年6月17日社発第384号「知的障害者職親委託制度の運営について」に基づき実施する事業。

(8) 生活支援事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図ること、社会復帰を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 生活訓練等事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(イ) 本人活動支援事業

知的障害者が、自分に自信をもち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

(ウ) ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。

(エ) 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する。

(9) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

b 留意事項

参加する障害者の事故防止等に十分留意すること。

(イ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

文化・芸術活動を行っている障害者を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に文化・芸術活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(ウ) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

(エ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期

待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(オ) 自動車運転免許所得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

ウ 留意事項

複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置など連絡調整が図られること。

(10) 障害児タイムケア事業

ア 目的

障害のある中高生等が養護学校等下校時に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

イ 対象者

障害のある中高生等であって、原則として、日中において監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障害児とする。

ウ 事業内容

(ア) 学校の空き教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービス等を利用できない。

(イ) 養護学校等からタイムケア事業実施施設まで、及びタイムケア事業実施施設から障害児の家等までの送迎サービスを必要に応じて行うこととする。

(ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行うこととする。

エ 施設及び設備

(ア) 実施場所については、学校の空き教室等の社会資源を活用し、活動に必要なスペースを確保しているものと市町村が認める場所を実施する。

(イ) 設備については、障害児に対するケアが適切に行えると市町村が認めるものとする。

オ 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう配慮した上で市町村が定めるものとする。

(11) 生活サポート事業

ア 目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

イ 事業内容

(ア) 実施方法

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

(イ) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者

ウ 留意事項

(ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。

(イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。